

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職務権限規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条・第 2 条 (略)</p> <p>(事務の代決)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本部事務局長が不在のときは、<u>本部副事務局長又は事務局長の事務代理者(事務局長の職務代理を命ぜられた者をいう。)</u>がその事務を代決する。</p> <p>4 部長が不在のときは、副部長又は部長の事務代理者(部長の職務代理を命ぜられた者をいう。)が、その事務を代決する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 4 条～第 9 条 (略)</p> <p>(本部部長、本部室長及び本部センター長の専決事項)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 本部の<u>総務部長</u>は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 本部の<u>経営戦略部長</u>は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第 11 条～第 17 条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条・第 2 条 (略)</p> <p>(事務の代決)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本部事務局長が不在のときは、<u>事務代理者としてあらかじめ本部事務局長が指定した本部部長</u>がその事務を代決する。</p> <p>4 部長が不在のときは、副部長又は部長の事務代理者(部長の職務代理を命ぜられた者をいう。)が、その事務を代決する。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 4 条～第 9 条 (略)</p> <p>(本部部長、本部室長及び本部センター長の専決事項)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 本部の<u>総務企画部長</u>は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 本部の<u>財務部長</u>は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第 11 条～第 17 条 (略)</p>	<p>【第 3 条】 本部事務局長不在時の事務の代決者として本部副事務局長を追加</p> <p>【第 10 条】 組織再編に伴う専決者の変更</p>